

I 特別支援教育とは

平成 15 年 3 月に出された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、特殊教育の果たしてきた役割や障害のある子どもの教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ、「特別支援教育」の理念と基本的な考え方が提言されています。

これまでの「特殊教育」では、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきました。

「特別支援教育」とは、従来の特殊教育の対象となっている子どもに加え、現在、通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うものです。

すでに、文部科学省においては、平成 13 年の省庁再編により「特殊教育課」の課の名称が「特別支援教育課」と変更されており、高知県においても平成 15 年度より「障害児教育室」から「特別支援教育課」と変更されました。当教育センターにおいてもそれまで「障害児教育班」という名称を用いていましたが「学校支援部 特別支援教育担当」と変更し、これまで以上に特別な教育的支援の必要な子ども、保護者、教職員への相談等に力を入れているところです。

また、平成 15 年度から開始された全都道府県教育委員会に対する国からの委嘱事業等を通じて、一定規模の地域を指定して、指定地域内の全ての小・中学校において校内支援体制の構築に取り組むとともに、その地域全体をカバーするような支援体制整備が進められています。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」（平成 16 年 12 月）において、今後、特別支援教育の理念と基本的な考え方の一層の普及・定着を図るため、学校教育法等における「特殊教育」の用語を改めることを含め、関係法令への位置付けを検討する必要があるとされています。このことは、従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものであり、特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要であるとされています。

- (1) これまでの、障害の程度等に応じて養護学校や障害児学級などの特別な「場」に重点を置いて指導を行ってきた「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人（＝「個」）の「教育的ニーズ」に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ります。

「場」の特殊教育 から **「個」の特別支援教育** へ

- (2) これまでの特殊教育は盲・聾・養護学校、小・中学校の障害児学級、そして通級による指導の子どもを支援の対象としてきました。

これからの特別支援教育では、従来の特殊教育の対象に加え、小・中学校の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもを含めて支援を行います。

特別支援教育 = 従来の特殊教育に加え、通常の学級にいる LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒も対象とする